

平成 2 1 年 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 5 月定例会会議録  
目 次

第 1 号 ( 5 月 2 8 日 )

招集告示	2
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集あいさつ	5
議案第 1 号	6
議案第 2 号	8
報告第 1 号	9
閉会の宣告	1 0

## 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第9号

平成21年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を、次のとおり招集する。

期 日 平成21年5月28日(木) 午後3時00分

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい会議室

平成21年5月14日  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管理者 清水 聖 士

# 平成21年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録

平成21年5月28日(木)

午後3時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の  
制定について  
日程第 4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について  
日程第 5 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

---

## 出席議員(12名)

1番	土屋裕彦	2番	長谷川則夫
3番	石井昭一	4番	津久井清氏
5番	古沢由紀子	6番	佐藤尚文
7番	池ヶ谷富士夫	8番	岩田典之
9番	小泉文子	10番	月野隆明
11番	松井節男	12番	高城幸治

## 欠席議員(なし)

---

## 説明のための出席者

管 理 者	清水 聖 士
副 管 理 者	本 多 晃
副 管 理 者	横 山 久 雅 子
会 計 管 理 者	中 台 茂
事 務 局 長	伊 原 優
事 務 局 次 長	佐 々 木 進
総 務 課 長	川 上 利 一
あ じ さ い 所 長	佐 々 木 進
し ら さ ぎ 所 長	池 森 忠 満
周 辺 整 備 室 長	戸 井 田 和 夫

主	幹	秋	山	正	晴（柏市廃棄物政策課長）
主	幹	川	村		明（白井市環境課長）
主	幹	稲	生	哲	彌（鎌ヶ谷市クリーン推進課長）

---

事務局職員出席者

総務課主幹	笠井雅之
しらせぎ主幹	伊藤勇雄
周辺整備室主幹	渡邊直巳
総務課財政係	國松悟史
総務課庶務係	篠宮武
総務課庶務係	田中宏明

午後 3時00分 開 会

#### 開会の宣告

○議長（松井節男君） 皆様、本日は公私ともご多忙の中ご参集をいただき、大変ご苦労さまです。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 5月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、以上3件であります。配付漏れがないかお調べ願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（松井節男君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第43条の規定により、会議録署名議員に3番、石井昭一議員及び4番、津久井清氏議員を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（松井節男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### 管理者招集あいさつ

○議長（松井節男君） それでは、ここで管理者から招集あいさつをお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成21年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 5月定例会の開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げ

げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただきます案件は議案2件、報告1件であります。これらの案件に先立ちまして、さわやかプラザ軽井沢に関するご報告をさせていただきます。

さわやかプラザ軽井沢の運営管理につきまして、新たな指定管理者は平成22年度から移行することが適当とすることをご意見を指定管理者辞退に関する検証委員会よりちょうだいし、組合として指定管理者制度に移行する方針を決定させていただいております。その概要ですが、指定期間が平成22年4月1日から平成27年3月31日の5年間で、公募や選定方式につきましては、公募型プロポーザル方式を採用し、選定委員会による審査を経て選定することとなっております。

これらを踏まえまして、新たな指定管理者を選定するべく、管理運営の枠組みや指定管理者申請等の基本的事項を取りまとめた募集要項及び仕様書を本年4月2日から4月30日までの間に配布したところ、応募期間中における募集要項等の配布総数は47件でございました。その後、5月の休館日を利用しての現場説明会におきましては33社の参加を得まして、先般終了したところでございます。今後は、提案書の受け付け、外部による財務状況分析の実施とともに、選定委員会による審査等を経まして、指定管理者を選定し、平成21年11月の定例組合議会の議決を賜り、新たな指定管理者を指定するべく鋭意事務を進めてまいり所存でございます。

それでは、これより今回上程いたしました案件につきまして順次ご説明申し上げます。初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、統計法等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与について準用している鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につき、回答期日までに議会を開催するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上がこのたびご提案いたしました案件の概要であります。詳しくは後ほど担当より説明いたしますので、よろしくお願いたします。

---

#### 議案第1号

○議長（松井節男君） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊原 優君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、統計法等の改正に伴い、所要の改正をするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

2枚目をお開きください。柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例でございまして、資料といたしまして新旧対照表を添付していますので、あわせてごらんください。改正の内容でございますが、第19条は平成19年10月1日に日本郵政公社が民営化されたことに伴い、第3号ウの条文中「及び日本郵政公社」を削除するものでございます。

第52条は、統計法の改正に伴い、適用除外の規定を改めるものでございます。第1号は、旧統計法第2条に規定する指定統計を作成するために集められる個人情報を改正後の統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査及び第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他同法第52条第1項に規定する個人情報に改めるものでございます。

第2号は、旧統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査によって集められる個人情報を改正後の統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届けられた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報に改めるものでございます。

第3号、第4号につきましては、旧統計法の全部改正、統計報告調整法の廃止により、統計調査によって作成される統計だけでなく公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編されたため、削除するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行日は公布の日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松井節男君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

議案第2号

○議長（松井節男君） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊原 優君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与について準用している鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

2枚目をお開きください。柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございまして、資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、あわせてごらんください。初めに、人事院、千葉県人事委員会の勧告の内容についてですが、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結する措置を講ずるもので、期末手当については1.4カ月分を1.25カ月分に、勤勉手当においては0.75カ月分を0.7カ月分に、合計で2.15カ月分を1.95カ月分とし、0.2カ月分を減額するものとなっております。

今回の条例改正につきましては、組合職員の給与は鎌ヶ谷市の給与を準用しており、人事院勧告に伴い、鎌ヶ谷市が条例改正を行ったため、人事院勧告に伴う組合の給与条例の改正は必要ございません。しかし、鎌ヶ谷市で平成20年4月から平成22年3月31日までの間、行財政改革の一環として独自に実施しております期末勤勉手当に係る役職加算の50%削減措置について、職員のさらなる負担になるということから、6月支給分について削減策の凍結を決定いたしました。組合では、鎌ヶ谷市に準じ、期末手当及び勤勉手当に関する特例条例を制定し、期末勤勉手当に係る役職加算の50%削減措置を行っているため、鎌ヶ谷市と同様に6月支給分の削減策の凍結を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

改正は、第2条、管理者の次に「と、鎌ヶ谷市特別職の職員等の期末手当及び一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例（平成19年鎌ヶ谷市条例第31号）第3条」とあるのは、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例（平成20年条例第2号）として読みかえ規定を修正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日を公布の日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（松井節男君） これから質疑を行います。

なお、当議案につきましては、申し合わせ事項6の発言の事前通告制の対象外となりますので、質疑を認めます。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（松井節男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 報告第1号

○議長（松井節男君） 日程第5、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊原 優君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、これを報告し、承認を求めます。

2枚目をごらんください。専決処分の内容は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議で、専決処分日は3月10日でございます。内容は、浦安市市川市病院組合の解散及び香取市東庄町清掃組合の香取広域市町村圏事務組合との統合による市町村総合事務組合からの脱退に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から除くため、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を改正する規約を制定することについて関係地方公共団体と協議しようとするものでございました。

新旧対照表がございますので、そちらのほうをごらんください。規約改正の内容でございますが、別表第1から浦安市市川市病院組合、香取市東庄町清掃組合を削除するものです。別表第2、第3条第1項第1号に掲げる事務を共同処理する団体から香取市東庄町清掃組合を削除するものです。第3号及び第11号に掲げる事務を共同処理する団体から浦安市市川市病院組合、香取市東庄町清掃組合を削除するものでございます。規約の施行日は平成21年4月1日でございます。

規約変更につきましては、構成する団体の議会の議決を得た上での協議が必要となりますが、千葉県市町村総合事務組合からの正式な依頼は、同組合を組織する県内市町村の3月議会に間に合うように手

続がなされているため、当組合の2月議会には上程することが困難でございました。このため、専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては、各構成市の3月議会の議案と同様の内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松井節男君) 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長(松井節男君) 以上で本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成21年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。

慎重審議大変ご苦労さまでした。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 3時18分 閉会